

保育料（利用者負担額）について

●保育料の決定について

- 保育料は、4月1日時点の子どもの年齢と父母の市町村民税所得割額をもとに毎年4月と9月に見直されます。なお、決定通知は、3月と8月の下旬頃に送付しています。
- 原則、父母の市町村民税所得割額で算定しますが後述の通り同居の祖父母等を合算する場合があります。
- 年度途中で3号から2号に変更となったときでも年度内は3号の金額となります。

【保育料のイメージ】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年前の市町村民税額に基づき決定					1年前の市町村民税額に基づき決定						

切り替え

- 保育料は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差引く前の所得割額で決定します。
- 未申告や所得証明書が未提出などの場合、最高額で仮決定します。（所得割額の確定時期が遅い場合、保育料は最高額のままとなる場合がありますので御注意ください。）
- 税額が変更となった場合は、対象月にさかのぼって保育料を変更し、追徴・還付する場合があります。（ただし、前年度以前分は対象外です。）

●保育料の算定で父母以外の者が合算される場合について

- 生計が父母の収入のみでは成り立っていないと判断したときで、祖父母などの直系尊属の同居親族がいる場合、最も収入が多い者を「家計の主宰者」と認定し父母と家計の主宰者の所得割額を合算して保育料を算定します。※住民票が別でも、同番地の場合は同居親族となります。
- 父母以外の親族が同番地のとき、各世帯宛ての光熱水費のいずれかの伝票（同月分・同種類のもの）を提出し、生計が別であることを証明できる場合は、父母以外の親族は保育料の算定の対象から外れます。
- 生計が父母の収入で成り立っているかどうかは、父母の1年間の収入と生活扶助基準額（生活最低費）を比較して判断します。1年間の収入では成り立っていないと判断したときでも、直近3か月の間、継続して成り立っていると判断できる場合は、父母の所得割額のみで保育料の再算定を行います。

※御不明なことがありましたら子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

●保育料について

- 保育料は、月単位で決定します。保育必要量等の変更により保育料が変わるときは、利用者負担額変更通知書を送付します。
- 保育料は、保育施設の運営に必要です。期日までに納付をお願いします。また、保育料の口座振替に御協力ください。
- 保育料に滞納がある場合、申出により児童手当の支給額を保育料の支払いに充てることができます。対象者には申出書類等を送付します。
- 保育料を滞納した場合、利用調整（入所審査）に影響します。（兄弟姉妹分も含まれます。）

保育料の無償化について

保育所・認定こども園（保育所籍）を利用する3歳から5歳までの子ども（その年の4月1日現在の年齢）の保育料が無償化になります。

● 3歳から5歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

- 無償化の期間は3歳から5歳までの小学校就学前の3年間です。
（3歳児クラスから5歳児クラスまで。2歳児クラスに在籍していて年度途中で3歳になった子どもは対象外です。）
- 通園送迎費や行事費、設備費、給食費等は、保護者の負担です。
延長保育料も保護者負担（無償化の対象外）です。

ただし、市町村民税所得割額57,700円（ひとり親世帯等の場合は77,200円）未満の世帯全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは副食費（おかず、おやつ等）が免除されます。

※第3子のカウントは、小学校入学までの範囲です。

小学校1年生以上の兄・姉はカウントしません。

● 0歳から2歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

- 0歳から2歳までの子ども（4月1日時点では2歳で年度途中で3歳になった子どもを含む）は、無償化の対象ではありません。
ただし、市町村民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯は無償化の対象です。
※小規模保育事業、事業所内保育事業を利用する上記の子どもも同様です。
- なお、課税世帯でも保育所等を利用する子どもが2人以上の世帯の場合、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償です。（町独自の多子世帯に対する保育料無償化については、P12参照。）

（注）市町村民税所得割額57,700円（ひとり親世帯等の場合は77,200円）未満世帯については、第1子の年齢は問いません。

◇小学校入学までの障がい児の児童発達支援等を利用する場合は、3歳児から5歳児までの利用者負担額が無償化されます。（保育所等も利用の場合は、どちらも無償）

◇保育所・認定こども園（保育所籍）を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、無償化されません。

◇保育所・認定こども園（保育所籍）を利用する方は、無償化にあたって、新たな手続きは原則必要ありません。

● 保育料の無償化に伴う給食費について

令和元年9月までは3歳児から5歳児の給食費分は、主食（お米など）分については直接、副食（おかず）分については保育料の一部として、お支払い、または現物を持参していただいていた。令和元年10月から保育料は無償化されましたが、給食費については引き続き保護者の負担となります。



●保育料（利用者負担額）一覧／月額

※3歳児以上（4月1日時点の年齢）の保育料は無償となります。

ただし、給食費、通園送迎費、行事費、設備費等は保護者負担です。

(円)

階 層 区 分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（3歳児未満）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	保育料無償化対象		0	0	
B	市町村民税非課税世帯			0	0	
C	市町村民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税世帯）			12,600 (0)	12,300 (0)	
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1			所得割額 12,000円未満	17,000 (8,000)	16,700 (7,850)
	D2			所得割額 48,600円未満	18,700 (8,850)	18,300 (8,650)
	D3			所得割額 60,000円未満	20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
	D4			所得割額 77,200円未満	24,800 (9,000)	24,300 (9,000)
	D5			所得割額 97,000円未満	30,000	29,400
	D6			所得割額 115,000円未満	36,000	35,300
	D7			所得割額 133,000円未満	40,100	39,400
	D8			所得割額 169,000円未満	43,500	42,700
	D9			所得割額 211,300円未満	45,300	44,500
	D10	所得割額 247,000円未満	47,200	46,300		
D11	所得割額 301,000円未満	52,400	51,500			
D12	所得割額 301,000円以上	58,600	57,600			

※年齢は、4月1日時点の年齢です。

※年度の途中で3号認定から2号認定に変更した場合は、年度内は3号認定の金額のままです。

※（ ）内の金額は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）等のいる世帯の金額です。

※利用者負担額のほかに、保育施設によって実費徴収や上乘せ徴収費がかかることがあります。

詳細については保育施設に確認してください。

●多子世帯に対する保育料の減免措置について（令和6年4月～）

松前町独自の取組として、0～2歳児の保育料は、第2子以降のお子さんであれば、世帯の所得やきょうだいの年齢に関わらず、無償となります。※3歳以上は、どなたも保育料無償となっており、通常、副食費のみご負担いただきます。

町で世帯状況を確認できる場合は、手続きは不要ですが、年の離れたきょうだいがおり、別居している場合などは、個別に確認しますので子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

	未 就 学 児		小学生以上
同一世帯での きょうだい順	 第3子	 第2子	 第1子
R5年度まで	第2子 半額負担	第1子 全額負担	カウント対象外
R6年度から	第3子 無償	第2子 無償	第1子 カウント対象

●その他の保育料減免措置・3～5歳児の副食費の免除について

① ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯に対する保育料の減免

対象世帯	対象の子ども	減免措置
C階層	全て	無料
D1～D4階層	第2子以降	無料

② 副食費が免除になる対象世帯（3歳児以上）

対象世帯	対象の子ども	減免措置
A～D3階層の一部 (57,700円未満)	全て	免除
ひとり親世帯・在宅障がい児（者）の いる世帯 かつ D3階層の一部～D4階層 (57,700円～77,200円未満)	全て	免除
小学校就学前で保育施設等を利用して いる子どもが3人以上いる世帯 かつ D3階層の一部～D12階層 (57,700円以上)	第3子以降	免除

